

(平成26年9月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務し、平成16年12月10日に賞与の支給を受けたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人名義の口座に係る入出金記録及び申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録等から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社から平成16年12月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票、A社が提出した同僚に係る16年所得税源泉徴収簿及び申立人名義の口座に係る入出金記録から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録等から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る記録を、申立期間①は19万2,000円、申立期間②は16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、平成18年12月15日及び19年7月20日に賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映しない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることがオンライン記録から確認できる。

しかしながら、オンライン記録により申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提出した賞与支給明細書において、申立期間に係る賞与額に基づく厚生年金保険料が、事業主により賞与から控除されていることが確認できる上、当該賞与支給明細書に記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる。

また、元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者とし、ない者が混在することも無かった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届から、申立期間①は19万2,000円、申立期間②は16万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月4日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は48万8,000円、申立期間②は47万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月1日  
② 平成17年12月1日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間を含む在職期間中に支給されていた賞与額は、いずれも50万円であったことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間を除く標準賞与額は、いずれも50万円であることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が提出した平成17年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）に記載されている「支払金額」から、同年中の複数の給与支給明細書及び申立人名義の預金通帳の写し（以下「預金通帳」という。）における同年中の給与の振込額から試算した給与月額を差し引いた額は、申立人が主張する申立期間に係る賞与額（いずれも50万円）であることが推認できる。

さらに、源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」から、前述

の給与支給明細書及び預金通帳から試算した平成17年中の社会保険料額を差し引いた額は、申立人が主張する賞与額に相当する社会保険料額とおおむね一致する。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、源泉徴収票、給与支給明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は48万8,000円、申立期間②は47万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日  
② 平成18年8月1日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、A社から交付された当該期間に係るものとして申立人が提出した給与支給明細書（賞与）（以下「賞与支給明細書」という。）は、支給年月を確認することができない。

しかしながら、申立人は、平成16年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）並びに同年1月から同年12月までの給与支給明細書及び同年7月に係る賞与支給明細書を所持しており、当該源泉徴収票に記



載されている「支払金額」及び「社会保険料等の金額」は、給与支給明細書並びに賞与支給明細書及び前述の支給年月が不明な賞与支給明細書により確認できる総支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額のそれぞれの合算額と一致していることから判断すると、支給年月が不明な賞与支給明細書は、申立期間①に係るものと認められる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②について、申立人が当該期間に係るものとして支給月が訂正（平成18年7月から同年8月へ）された賞与支給明細書を提出しているが、申立期間②に係る標準賞与額の記録が確認できる申立人の元上司が所持する賞与支給明細書についても、申立人と同様に支給月が訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立人の供述が具体的で、かつ、前述の元上司の供述内容と一致していることから判断すると、申立期間②において当該賞与支給明細書により賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 18 日から同年 11 月 26 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 13 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社（B社として商業登記されている。以下「申立事業所」という。）に昭和 38 年 10 月から 42 年 2 月まで継続して勤務した。

申立期間①については、昭和 39 年頃、婚姻のために一時期帰郷したことを記憶しているが、その際に退職届などを提出した記憶は無く、申立期間②については、勤務していたはずであるので、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間①については、当該期間の直前の昭和 39 年 2 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「申立人は、私が入社した後に一度退職し、再度入社したことを憶<sup>おぼ</sup>えている。」と供述していること、申立期間②については、申立人の当該期間における勤務実態について具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態を推認することができない。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立事業所は既に廃業している上、元事業主及び取締役は死亡している等の理由から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

加えて、被保険者名簿によると、申立人が昭和 39 年 5 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年 11 月 26 日に同資格を再取得し、40 年

6月13日に同資格を喪失した後、同年9月1日に同資格を再取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、被保険者名簿を確認しても申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。